

目 次 〔第2日目〕

■第1チーム

事業番号		担当課	頁
1-8	浄化槽管理事業	廃棄物対策課	1
1-9	可燃物・不燃物・金属類収集運搬事業	環境業務課	3
1-10	資源物収集運搬事業	環境業務課	5
1-11	一般廃棄物収集運搬事業（佐土原・田野・高岡・清武）	環境業務課	7
1-12	家庭系廃棄物有料化制度事業	環境業務課	9
1-13	粗大ごみ等収集運搬事業	環境業務課	11
1-14	女性消防団活動事業	消防局総務課	13
1-15	消防団音楽隊活動事業	消防局総務課	15

■第2チーム

事業番号		担当課	頁
2-8	私立保育所運営費補助事業	子ども課	17
2-9	地域福祉活動推進補助事業	福祉総務課	19
2-10	民生委員活動費補助事業	福祉総務課	21
2-11	宮崎市社会福祉協議会補助事業	福祉総務課	23
2-12	動物愛護事業	保健衛生課	25
2-13	健康診査事業 集団健診（総合健診：旧町）	健康増進課	27
2-14	インフルエンザ菌b型予防接種事業(任意)	健康増進課	29
2-15	歯科健診委託事業	健康増進課	31

■第3チーム

事業番号		担当課	頁
3-8	企業立地奨励金交付事業	工業政策課	33
3-9	小規模事業経営改善普及支援事業	商業労政課	35
3-10	シルバー人材センター助成事業	商業労政課	37
3-11	コミュニティバス運行補助事業	商業労政課	39
3-12	公園愛護会促進事業	公園緑地課	41
3-13	既設公園リフレッシュ事業	公園緑地課	43
3-14	花と緑の景観拠点づくり事業	景観課	45
3-15	ガーデンシティ市民活動支援事業	景観課	47

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	廃棄物対策課
事業番号	1-8	事務事業名	浄化槽管理事業

判定結果	見直しが必要
-------------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
4	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		2	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
		2	⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		1	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
3	現行どおり	3	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①よりコスト意識を持って事業運営・管理を行うこと。 ②管理のアウトソーシングも検討すること。 ③システム開発費が高すぎる。再度入札業者を増やして、入札を行なう必要がある。 ④検査費用の助成等により、受検率は向上すると思われる。 ⑤罰則の徹底による受検率向上を図るべき。</p>	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	廃棄物対策課
事業番号	1-8	事務事業名	浄化槽管理事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) この事業は、権限のある自治体が行うべきものであり、外注では適正な指導が出来ない。(②)
- (2) 平成23年度以降の予算については、印刷費、郵便料などの事務費の計上となり、11条検査の受検率が向上すれば、予算は減少することになる。(①)
- (3) システムの内容により経費は異なるため、業者選定については関係部署と協議の上、システム仕様書に基づき、入札等により経費の節減に努める(平成22年度)。(③)
- (4) この事業は、浄化槽法に定められたもので、保健所を有する市の通常業務であり、国や県からの補助は見込めない。また、保守点検や11条検査などの維持管理に対し補助を行うことよりも、浄化槽法に定められた義務であることを周知することが必要である。(④)
- (5) 11条検査の受検率の向上のために啓発を行っているが、事業強化を始めたばかりであり、事業目標に受検率を前年度の10%アップとしていることは妥当であるとする。さらに、受検率を上げるために罰則の適用をということについては、浄化槽法で違反者には30万円以下の過料が処せられるので、悪質な浄化槽管理者に対しては、法に従った対応を行っていく。(⑤)

【事務の流れ】 11条検査、不適正浄化槽の改善等
 啓発 → 指導 → 勧告 → 命令 → 申立(裁判所)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第1チーム	担当課名	環境業務課
事業番号	1-9	事務事業名	可燃物・不燃物・金属類収集運搬事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
5	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		2	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		5	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		5	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
2	現行どおり	2	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>① 現業職員の組織体制(配置転換等)の見直しが急務である。</p> <p>② 直営の効率化(1車3名を2名に)を進める。</p> <p>③ 観光都市なので幹線は早朝・夜間収集を実施して欲しい。</p> <p>④ (業者によって落札金額の格差をみて)市としての一定基準を持つべき。</p> <p>⑤ 委託期間を1年から2年にしてはどうか。</p> <p>⑥ 長期計画を含め民間委託を早くして欲しい。</p>	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第1チーム	担当課名	環境業務課
事業番号	1-9	事務事業名	可燃物・不燃物・金属類収集運搬事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: right; font-size: 0.8em; margin-bottom: 10px;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 収集体制については、行財政改革大綱の実施計画に基づき、より効果的で効率的な体制の構築について検討していく。(①・②)</p> <p>(2) 早朝・夜間収集については、騒音の問題等もあることから、先進市の状況などを見て検討する。(③)</p> <p>(3) 落札金額の差は競争の結果であるが、設計段階においては、市としての基準を決めて行っている。(④)</p> <p>(4) 委託期間を1～2年にし、業者変更した場合、作業員が地域に慣れる期間が短くなり、収集作業に混乱をきたす可能性があることに加え、車両の減価償却費等を勘案すると、現時点では考えられない。(⑤)</p> <p>(5) 今後の行政改革において、関係各課と調整し、民間委託を進めていく。(⑥)</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	環境業務課
事業番号	1-10	事務事業名	資源物収集運搬事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
4	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		2	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		3	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
3	現行どおり	3	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
① 随意契約から一般入札へ長期的計画を立てるべき。 ② 自治会などとの協力で市民への啓発活動を強化すると、自治会加入促進を担当部・課との協力体制を進めてください。 ③ 一般競争入札に切り替える時期の明確化。(別事業によるマイナスの補てんを行うべきでない)	④ 分別の不徹底に対する啓発が必要。 ⑤ 業者のノウハウの向上および市民への周知徹底。 ⑥ 常に効率化(委託料等)に努めること。

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第1チーム	担当課名	環境業務課
事業番号	1-10	事務事業名	資源物収集運搬事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 本事業は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づく代替業務であるが、将来的には、可燃、不燃物を含むごみの全体的な収集体制の見直しの中で検討していきたい。(①・③)
- (2) 資源物の品質向上のためには、自治会などへの啓発や協働が今後も必要であり、これまで同様、防護ネットなどのツールや分別大使の活用を図っていく。また、自治会単位での有価物回収の導入に取り組み、地域コミュニティの強化に努めていく。(②・④・⑤)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第1チーム	担当課名	環境業務課
事業番号	1-11	事務事業名	一般廃棄物収集運搬事業(佐土原・田野・高岡・清武)

判定結果	見直しが必要
-------------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目(複数選択可)
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
6	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		4	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		4	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		3	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		2	⑦ その他
1	現行どおり	1	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①旧4町の有料化の実施。 ②随意契約を3年間続けることについて、3年後を見越した事業のあり方を検討して欲しい。 ③契約における各町の収集委託料差額を比較し、格差に説明がつくよう調整すべき。 ④旧市と旧町のより効率的な収集体制を早急に構築すること。 ⑤随意契約から一般競争入札への移行。 ⑥業者選定も含めて市全域で早急に運営方法を統一すべきである。</p>	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	環境業務課
事業番号	1-11	事務事業名	一般廃棄物収集運搬事業(佐土原・田野・高岡・清武)

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 旧佐土原町、旧田野町及び旧高岡町については、平成23年1月1日から導入する。旧清武町については、合併特例区の終了後導入する予定であるが、早期導入については、次年度以降住民の要望に応じて検討する。(①)
- (2) 3年後(旧清武町域においては5年後)にスムーズに競争入札が導入できるよう、環境整備に努めている。(②)
- (3) 旧各町における格差は、ごみ量や地域性に基づくものであり、基準は統一されている。今後もより精度を高めた設計になるよう努めていく。(③)
- (4) 旧市・旧町における収集体制の見直しは、今後も行っていく。(④)
- (5) 旧市の収集体制へと移行する過渡期として、混乱を避けるため、当分の間(旧3町域は3年、旧清武町域は5年)、随意契約を継続する。その後は、競争入札に移行する予定。それまでの間においても、旧4町域の状況を見ながら、早期導入について検討を続ける。(⑤)
- (6) 地域の混乱を避けるため随意契約を実施しているが、競争入札導入については、今後3年(旧清武町域は5年)内に随時検討する。(⑥)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	環境業務課
事業番号	1-12	事務事業名	家庭系廃棄物有料化制度事業

判定結果	現 行 ど お り
-------------	------------------

【結果内訳】

判 定		判 定 理 由	
選択人数	区分	選択人数	項 目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
2	見直しが 必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		1	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
		1	⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
5	現行どおり	4	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
		1	② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「現 行 ど お り」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①ごみの減量化に効果があるので、合併町でも早期導入が望ましい。 ②細かいコストの削減をして欲しい。</p>	<p>③袋にかかるコストなど細かなコスト削減を検討すべき。 ④ごみ排出量減による不法投棄防止パトロール等削減も検討すべき。 ⑤委託料削減のため、自治会等で取り扱いさせることも検討してください。 ⑥必要性があれば、袋代の値上げや販売店マージンの値下げを検討すべき。</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 1 チーム		担当課名	環境業務課
事業番号	1-12	事務事業名	家庭系廃棄物有料化制度事業	

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 旧佐土原町、旧田野町及び旧高岡町については、平成23年1月1日から導入する。旧清武町については、合併特例区の終了後導入する予定であるが、早期導入については、次年度以降、住民の要望に応じて検討する。(①)
- (2) コストについては、仕様の検討や、入札の実施などは、必要以上のコストがかからないよう、品質を確保したうえで、引き続きこれまで以上に経費削減に努めていく。(③)
- (3) 不法投棄防止パトロールは、今年度の当該事業の事業評価において検討する。(④)
- (4) 自治会での取扱いについては、自治会の要望、意見等を集約した上で検討していく。(⑤)
- (5) 袋代の値上げや販売店マージンについては、他市の状況等を踏まえ検討したい。(⑥)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	環境業務課
事業番号	1-13	事務事業名	粗大ごみ等収集運搬事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
4	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		3	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
		2	⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		1	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		1	⑦ その他
3	現行どおり	2	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
		1	② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①委託業者は随意契約ではなく、入札にしたほうが良い。 ②委託料に対して一般財源の割合が多い、手数料の改定とともに現体制の見直しが必要。 ③ケースバイケースで受益者負担(値上げ)を考える。 ④サービスが高まった分、料金が高くなるのは納得がされると考える。 ⑤事業の最終形を検討すべき。</p>	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第1チーム	担当課名	環境業務課
事業番号	1-13	事務事業名	粗大ごみ等収集運搬事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 本事業は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づく代替業務であるが、将来的には、可燃、不燃、資源物を含むごみの全体的な収集体制の見直しの中で検討していきたい。(①)
- (2) 市民にとって利用しやすいサービスと適正な受益者負担の設定を行いながら、次年度以降、事業の再構築に努める。(②・⑤)
- (3) 手数料の見直しについては、現在のごみ処理費用や他市の状況などを勘案し、検討していく。また、搬出補助や時間外収集・受付など、利便性の向上を図り、サービスによって、受益者負担なども併せて検討していく。(③・④)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	消防局総務課
事業番号	1-14	事務事業名	女性消防団活動事業

判定結果	現 行 ど お り
------	-----------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
1	不要 (廃止)	1	① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
		1	② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
		1	④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
1	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
			④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
5	現行どおり	3	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
		2	② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「現行どおり」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>① 団員増に努力され、地域の安全・安心の確保のため、更なる努力を望む。</p> <p>② 女性消防団自体の責任範囲を明確にする。</p> <p>③ 独り暮らしの高齢者宅の訪問等を積極的にして頂きたい。</p> <p>④ 団員の充足率向上に努めてもらいたい。報酬アップも検討されたい。</p> <p>⑤ ある程度役割をしぼり込むことも必要。</p>	<p>⑥ 女性、男性の区別をする必要はないと思う。</p> <p>⑦ 仕事に応援は不可能ではないか。</p> <p>⑧ 高齢者宅の訪問などは、民生員などと役割分担して、応急救護対応や災害現場における広報支援に専念した方が良いと思う。</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第1チーム	担当課名	消防局総務課
事業番号	1-14	事務事業名	女性消防団活動事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 災害時における後方支援体制や応急手当指導體制の充実強化を図るために条例定数の確保に努める。(①)
- (2) 女性消防団活動に係る目的と内容を再確認し、役割と活動内容を明確にする。(②)
- (3) 現在、高齢者宅の訪問は地区の民生員を中心に実施していただいているが、今後、訪問の必要性が生じた場合には、関係機関と協議のうえ調整し、実施する。(③)
- (4) 現在の女性消防団員の充足率は77.3%であることから、条例定数の確保に努める。また、年報酬等の処遇については調査研究する。(④)
見直し年度:平成23年度
- (5) 従来から男性中心の職域であった消防団について、男女共同参画の観点から、社会への女性の進出を促すためにこの事業が始まり、全国的に活動が広まっている。当分の間は役割の整理をしながら、このまま事業を継続する。(⑥)
- (6) 消防団活動はボランティア活動であるため、活動可能な時間について協力を求めており、仕事に対する支障は少ないと考える。また、災害時の活動は、あくまで後方支援であることから、活動時間の調整は可能である。(⑦)
- (7) 女性消防団活動に係る目的と内容を再確認し、市民の消防に対するニーズに応じた任務分担とする。(⑧)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	消防局総務課
事業番号	1-15	事務事業名	消防団音楽隊活動事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
3	不要 (廃止)	1	① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
		2	② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
		1	④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
		1	⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
		1	⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
3	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		2	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		1	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		2	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
1	現行どおり	1	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①消防の広報として効果があるか疑問、他に効果のある広報活動を工夫してもらいたい。</p> <p>②全市民的な活動方式でも良いのでは。(消防団でなくても良い)</p> <p>③この事業の費用対効果を検討すべきではないか。</p>	<p>④音楽の重要性は理解するが、消防団として継続するよりも、他の市民音楽隊と統合していくことを検討する必要がある。</p> <p>⑤広報については、女性消防団に統合できるのではないか。</p> <p>⑥消防広報活動として、団員の確保等、一定の成果は上げてきたと思うが、12年が経過しているので、目的達成のため、他に良い対策はないか、検討して欲しい。</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第1チーム	担当課名	消防局総務課
事業番号	1-15	事務事業名	消防団音楽隊活動事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) これまでも、考えられるあらゆる手段を使って、広報を実施してきた。
音楽隊は、自動的広報手段としての広報媒体であるが、さらに効率的な広報手段について調査研究する。(①・②)
- (2) 市民協働の観点から消防団による音楽隊とした。他市は消防職員や嘱託員で構成しており、時間外手当や嘱託員給与など多くの経費を掛けているが、宮崎市は最小の事業費で音楽隊を運営し演奏レベルを確保している。(②)
- (3) 効果測定を実施し、効果のある広報活動の糧とするとともに、消防団組織体制検討委員会において事業費の見直しや演奏回数を増やすなど効果を上げるための検討を行う。(③)
見直し年度:平成23年度
- (4) 消防団音楽隊は、市民の特殊な技能や熱意を行政の施策に取入れた「市民との協働」による運営形態であり、様々なイベント会場にて演奏をとおして消防広報を行うためには、消防の冠が必要不可欠である。また、他の音楽団体への委託については、警察音楽隊をはじめ各団体とも年間計画が組んであり、消防音楽隊の代わりとして年間約20回の演奏活動は難しい状況にある。(④)
- (5) 音楽隊と女性消防団ともに広報活動を行っているが、それぞれに異なる活動であり、特別な技術や能力が必要であることから、これらを統合することはできない。(⑤)
- (6) 効率的な広報手段について、上記(1)と同様に、今後、調査研究する。(⑥)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	子ども課
事業番号	2-8	事務事業名	私立保育所運営費補助事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
4	見直しが 必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		2	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		2	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		1	⑦ その他
3	現行どおり	3	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①補助金等の用途をきちんと精査してほしい。研修成果をできるだけ目にみえる形で検証できるようにしてほしい。</p> <p>②努力は認めます。さらに効果的な事業を期待します。団体補助をもう少し見直しを。</p> <p>③将来的に公立保育所を残す意義が納得できない。民間移管でも十分対応できるのではないか。民間と公立の職員の給与格差を縮め将来的には全て民間移管すべきではないか。</p> <p>④公立保育所の削減の方向はよい。</p>	<p>⑤効果の検証をしっかりとやっていくことを検討してほしい。</p> <p>⑥大きな改正になっている。他市に比べてかなり手厚かったと考えているのだろうか。削減を進めることに賛成したい。</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	子ども課
事業番号	2-8	事務事業名	私立保育所運営費補助事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 人件費補助については、今年度大幅な見直しを行ったため、各施設は補助内容改定に伴う給与規定の改正を行ったばかりである。現行の改正内容で、次年度の実績給与の昇給状況等を検証する。【平成23年度】
平成24年度以降の保育制度の改正の動向をみながら補助のあり方を検討し、さらに見直しを行う。(①・⑤)
- (2) 団体補助については、団体からの使途項目についての要望も出されている。
団体の活動と研修と広報の成果実績のあり方の検証を行う。【平成23年度】
検証結果をもとに平成24年度以降経費削減を含めた改正を行う。(①・②)
- (3) 公立保育所の民営化については、民営化計画に沿って進めている。(③・④)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	福祉総務課
事業番号	2-9	事務事業名	地域福祉活動推進補助事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
1	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
		1	② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
		1	③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
5	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		4	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		3	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		2	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		1	⑦ その他
1	現行どおり	1	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①地区社協とまちづくり委員会はあまりにも似た団体。この他にもあるのではないかと点検がいる。地域にある団体に上手に地域を支えてもらう手立てを考える時代だろう。</p> <p>②様々な団体の事務局を一本化していくべき。</p> <p>③地域内分権が進んでいく中で一括交付金の方へ整理統合すべきと考える。</p> <p>④事業について始めた以上やめられないので継続しているとの感が否めません。市として積極的に見直しが必要かと思いません。</p>	<p>⑤地域自治区の発足にともない、地域のことは地域に委ねようと考えた。地域福祉はそれにふさわしい。</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	福祉総務課
事業番号	2-9	事務事業名	地域福祉活動推進補助事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: center; font-size: small;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 地区社協とまちづくり推進委員会の役割が整理されていない地域において、地域にあった形で地域が支えあいができるよう福祉関連団体・組織のネットワークを構築するための「地域福祉推進ネットワーク構築事業」を平成22・23年度にて実施する。(①)</p> <p>(2) 事務局の統合については、地区社協の機能を維持することを前提として、補助事業の統合(下記(3))に併せて検討する。(②)</p> <p>(3) 各地域での地区社協とまちづくり推進委員会との役割が確定することによって、補助事業の統合が可能であるか、地域とともに検討することが可能と思われる。補助事業の統合を望む地区については積極的に支援を行う。(③) 見直し年度:平成24年度((1)の事業の成果を基に見直す)</p> <p>(4) 地域活動交付金の導入など、地域支援の体制が変わってきたことを受け、平成21年度に「地区社会福祉協議会活動補助金交付要領」を見直し、見守り活動など地区社協の機能を維持するための必要最小限の経費とした。今後も必要に応じて見直しを行う。(④)</p> <p>(5) 本事業は、地域が地域福祉推進の中核的役割を担う団体・組織と判断するところへの補助事業と認識している。地域がまちづくり推進委員会が該当団体と判断すれば補助対象となり得る。その場合は、見直しとして検討を行う。(⑤)</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	福祉総務課
事業番号	2-10	事務事業名	民生委員活動費補助事業

判定結果	現 行 ど お り
------	-----------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
3	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		2	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		1	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		1	⑦ その他
4	現行どおり	3	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
		1	② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「現行どおり」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①設置は義務付けられており、現行どおりでよいが、民生委員その他の活動も含め、地域福祉全体の充実を検討してほしい。</p> <p>②民生委員の役割は大きく、積極的な支援は必要。人材の少なさを考えれば、地域での役割分担、地域組織の一体化による地域力の高まりを期待したい。</p> <p>③地域とのつながりをどうするか。地域福祉に関する組織との連携を。</p> <p>④活動費の内容の精査をきちつしながら、質の向上に努めるべき。</p> <p>⑤民生委員としての役割を研修等を通じて充実させるべき。</p>	<p>⑥民生委員活動を見直す必要あり。</p> <p>⑦民生委員さんのご苦労に対して十分に機能しているとは思えない。</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第2チーム	担当課名	福祉総務課
事業番号	2-10	事務事業名	民生委員活動費補助事業

対応方針	現行どおり
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 民生委員・児童委員と地域福祉組織との関係については、地域福祉計画を進めて行く中でより一層、充実するように図っていきたい。また、ともに地域で見守り活動などを行う福祉協力員や見守りボランティアを確保している市社協や地区社協を積極的に支援することで、民生委員・児童委員活動のサポート体制を築いていく。(①・②・③)</p> <p>(2) 新任の民生委員・児童委員については、その役割や責務についての研修を行い、民生委員・児童委員の質の向上に努めていく。(④・⑤)</p> <p>(3) 民生委員の活動に対しては、各課からの業務依頼などは整理を行うなど、必要に応じて見直しを行っている。(⑥)</p> <p>(4) 民生委員の活動については、一定の成果を得ている。(⑦)</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	福祉総務課
事業番号	2-11	事務事業名	宮崎市社会福祉協議会補助事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
6	見直しが必要	2	① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		6	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		2	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		1	⑦ その他
1	現行どおり	1	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<ul style="list-style-type: none"> ① 県社協、市社協、地区社協が市内にあるが、事務局機能を一体化できないか。 ② 市派遣人件費をはじめ、人件費を見直す必要がある。 ③ 費用対効果も含めて、市社協の業務の精査・検証をさらに明確にすべき。 ④ 市と社協の役割分担を明確にすべき。 ⑤ 社協規模が大きくなり、補助金も増大する一方なので、削減の検討を。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 仕組みは現行どおりでよいが、行財政改革に沿って見直しを進めて欲しい。

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	福祉総務課
事業番号	2-11	事務事業名	宮崎市社会福祉協議会補助事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 県社協は県、市社協は市、地区社協は地域(地区等)がそれぞれ目的をもって設置しているもので、設置主体が違うため事務局の一本化はできない。(①)
- (2) 市派遣職員の人件費については、平成22年度を初年度とする新宮崎市行財政改革大綱を踏まえて、派遣する人数、役職等について、協議を進めていく。(②)
見直し年度:平成22、23、24年度
- (3) 市社協の業務の精査・検証については、更なる合理的な積算を行ったうえで、必要な補助額(コスト)を確保すること、並びに必要な補助額(コスト)を確保できない場合は事業の縮小及び廃止の検討を市社協とともに行う。(③)
見直し年度:平成22、23、24年度
- (4) 市と市社協との役割分担については、市の地域福祉計画において、市社協は計画の推進役、市は福祉政策を総合的に推進していくと明確にされており、今後も連携しながら計画の推進を図っていく。(④)
- (5) 市社協は、合併もあり規模は確かに大きくなっているが、合併分を除けば補助金が増大の一方という事はない。市は新宮崎市行財政改革大綱、市社協は経営改革プロジェクトの中で、それぞれ検討を行い、ともに連携し適正な補助執行に努めていく。(⑤)
見直し年度:平成22、23、24年度
【参考】市社協補助金額(円)
(H18)173,680,257円 (H19)169,451,099円 (H20)157,903,438円 (H21)158,446,109 (H22)200,680,180円(申請額)
- (6) 市は新宮崎市行財政改革大綱、市社協は経営改革プロジェクトの中で、それぞれ検討を行い、ともに連携し適正な補助執行に努めていく。(⑥)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	保健衛生課
事業番号	2-12	事務事業名	動物愛護事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
6	見直しが必要	1	① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		4	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		4	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
1	現行どおり	1	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>① 啓発に努めて、事業が減少できるよう(引取り数の減少)になることを期待する。</p> <p>② 民間委託すべき事業については、検討すべき。</p> <p>③ 民間にできる業務は、委託等を検討しても良いのではないかと。</p> <p>④ 委託をもっと増やせないのかと思う。市民の意識がまだまだ変わらねば事務量は減らないだけに住民への十分なPRがいる。</p> <p>⑤ 委託先が1社ということで、契約内容について請求どおりになることが心配されるので、十分な協議をお願いしたい。</p>	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	保健衛生課
事業番号	2-12	事務事業名	動物愛護事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 「迷子犬等保管業務」については、動物愛護意識の啓発推進により、保管頭数の削減を図り、経費節減につなげていく。(①)
 - (2) 現在委託している「動物管理時間外業務」と「迷子犬等保管業務」以外の動物愛護業務の民間委託については、所有者等からの引取り業務、負傷動物の収容、返還等、その専門性や公金の授受・保管等を考慮すると、現状では外部委託は困難であると考えられる。(②・③・④)
 - (3) 「動物管理時間外業務」は、A社に委託しているが、土・日・祭日の24時間対応や大型犬など危険な動物の捕獲や引取り、人畜共通感染症のおそれもあるなど専門性も高く、市内で唯一の受託可能な業者として随意契約している(県から同種の業務の委託を受けているB社は、「業務量、職員体制の面では対応できない」とのことであり、実質的に他に委託先はない。)
 「迷子犬等保管業務」は、動物取扱業者で保管の登録があるC社に委託している。所有者不明や負傷した犬猫を保管できる動物取扱業者が他になく、随意契約としている。今後対応できる業者が出てくれば検討していく。(⑤)
- 平成23年度に各委託契約の内容・方法等について精査を行い、適切な改善に努める。

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	健康増進課
事業番号	2-13	事務事業名	健康診査事業 集団健診(総合健診:旧町)

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目(複数選択可)
3	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
		2	② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
		1	③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
		1	⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
		1	⑧ その他
3	見直しが必要	1	① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		1	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
		1	⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
1	現行どおり	1	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①宮崎市と足並みがそろっていなかったと思われるが、合併協議の中で精査しておいて欲しかった。</p> <p>②個別検診を考えて欲しい。</p> <p>③市民全体の受診率・目標設定等を明確にすべきである。</p> <p>④市民の健康増進の一元的管理(特定健診を含む)をすべきである。</p> <p>⑤自己負担の見直しを早急に行うべきではないか。</p>	<p>⑥受診率の向上が見られない中で個別検診の方に重きを置くべき。</p> <p>⑦自己負担のあり方を再度検討すべき。</p> <p>⑧23年度に完全に廃止することを希望します。</p> <p>⑨個別検診に切り替えれば良いと思います。</p> <p>⑩公平を第一とする行政の事業としてサービスを受ける人が3割弱で行われ続けている事がよく理解できません。</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	健康増進課
事業番号	2-13	事務事業名	健康診査事業 集団健診(総合健診:旧町)

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 委託料の安価な集団検診は継続しながら、合併後、制度を導入した個別検診も併用して実施していく。(①・②)
- (2) 国の示している「がん対策推進基本計画」のがん検診受診率50%を最終目標としながら、当面は「健康みやざき市民プラン」の各種検診受診率を目標値とする。(③)
- (3) 特定健診を含む複数のがん検診を集団方式で同時に実施することにより、委託料の抑えることができるとともに、市民の利便性が図れる。(④)
- (4) 平成23年度は、3町域の自己負担金、自己負担金免除規定を統一して検診を実施する。今後は関係団体と協議を行いながら行財政改革大綱に沿って見直しを実施していく。(⑤)
- (5) 実施医療機関数等地域の格差もあることを考慮し集団健診を継続とした。また、合併町域の自己負担のあり方、対象者、自己負担金免除等の見直しを行い、公平に統一化する。(⑥・⑦)
- (6) がん検診事業は、健康増進法に基づき市町村が実施すべき重要な事業であるので、今後も受診率向上に努めたい。(⑩)
- (7) 実施医療機関数等地域の格差もあることも考慮し、平成23年度は、集団健診も継続とし、個別検診も併用で実施する。(⑧・⑨)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	健康増進課
事業番号	2-14	事務事業名	インフルエンザ菌b型予防接種事業(任意)

判定結果	現 行 ど お り
------	-----------

【結果内訳】

判 定		判 定 理 由	
選択人数	区分	選択人数	項 目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
0	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
			④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
7	現行どおり	6	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
		1	② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「現 行 ど お り」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>① 先行自治体があって全体の流れが出てくる。これからも必要な事業には積極的に打ち出して欲しい。</p> <p>② 現行料金を維持して欲しい。</p> <p>③ 効果のある事業を考える。医師会が委託料を上げないことを願う。</p> <p>④ Hibの接種をもっと多くの乳幼児に受けてもらいたい。他の自治体では全く接種なされていない所もあるので、ぜひとも国で定期予防接種にして欲しい。</p> <p>⑤ 全員が接種できる仕組みを検討して欲しい。自己負担額3,000円でも払えず接種できない人もいると思うので、生活保護家庭や低所得世帯への配慮して欲しい。将来的には全額市が負担でも良い。</p>	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第2チーム		担当課名	健康増進課
事業番号	2-14	事務事業名	インフルエンザ菌b型予防接種事業(任意)	

対応方針	現行どおり
------	--------------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 現行料金を維持できるように努めたい。(②)
- (2) 本事業が円滑に推進できるよう関係機関と連携を図り取り組む。(③)
- (3) Hibの啓発に努めるとともに、国に対しては予防接種法に位置づけて実施するよう要望している。(④)
- (4) 全員が接種できるよう宮崎県市長会や全国市長会を通じて、自己負担もなく予防接種法に位置づけられるよう、国に引き続き要望していく。(⑤)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第 2 チーム	担当課名	健康増進課
事業番号	2-15	事務事業名	歯科健診委託事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
1	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
		1	② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
		1	⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
6	見直しが必要	2	① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		6	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
0	現行どおり		① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
①常勤の歯科医師は必要ないのではないか。 ②市内の歯科医師に協力を得る方法もあるのではないか。 ③一般の歯科医師との役割分担を検証されるべきである。	④保健所と保育所や幼稚園の歯科医師との連携で歯の健康を守ることができる。

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第2チーム	担当課名	健康増進課
事業番号	2-15	事務事業名	歯科健診委託事業

対応方針	現行どおり
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em; margin: 0;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 保健所の歯科医師が担う業務は、公衆衛生的視点が必要であり、歯科保健を推進するためには、専門の歯科医師が必要と考える。経費的にも、正職員ではなく、委託により専門職を配置することで相当な経費削減が実施できている。(①)</p> <p>(2) 歯科保健業務の中で、健診・相談については、一般の歯科医師の協力を得ることが可能な業務であるが、現在実施している健診は常勤歯科医師が1回半日を要している。一般の歯科医師は診療時間の関係で、長時間の業務が困難であるため、すべての健診・相談業務を依頼することは難しい状況である。 また、常勤の歯科医師・歯科衛生士が行っている業務を一般の歯科医師・歯科衛生士に依頼する場合を平成23年度見込で試算したところ、現在の業務委託料を上回った。(②)</p> <p>(3) 一般の歯科医師は各地域における治療を中心とした歯科保健、保健所の歯科医師は予防を中心とした公衆衛生的視点からの歯科保健の役割を担っている。(③)</p> <p>(4) 保育所や幼稚園においては園医(歯科医師)との連携を図っているところであるが、生涯を通して歯科保健を推進するに当たり、本市の歯科保健の全体像を把握する歯科医師の存在は重要と考える。(④)</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第3チーム	担当課名	工業政策課
事業番号	3-8	事務事業名	企業立地奨励金交付事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
4	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		1	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		1	⑦ その他
3	現行どおり	3	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
①費用対効果の算定が必要。 ②予算より、むしろ人材づくり等の部分が大切と思う。 ③予算に対する経済効果の分析が必要。 ④助成金のみならず産業振興ビジョンに基づく具体的な産業振興をしっかりと欲しい。	⑤企業誘致は大変重要な事業であると思われるし、行政の力量が問われる分野と思われる。他課との連携に努めていっそう推進して欲しい。 ⑥もう少し充実させていくべき。 ⑦市の方針を広く公表し、PRすべき。

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	工業政策課
事業番号	3-8	事務事業名	企業立地奨励金交付事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 企業立地に伴う経済効果の算定にあたっては、新たに宮崎県総合政策本部の経済波及効果を測定する「簡易分析ファイル」等を活用して、奨励金制度を検証していく。(①・③)
- (2) 人材育成について、若年層を主として、職業能力の開発の支援や就職活動の支援を行い、産業界のニーズに即した人材を育成し若者の地元定着を図っているところである。
また、企業誘致活動においては、県、市の東京事務所や県の企業誘致コーディネーターと連携を図るとともに、本年度に設置した「宮崎市企業誘致大使」の企業との繋がりを有効活用していく。(②・⑤)
- (3) 本市の産業振興ビジョンである「宮崎市工業振興計画」の中で、産業振興を図るために、企業誘致の推進として「企業立地奨励制度の充実」を掲げ実施しているところである。(④)
- (4) 「宮崎市工業振興計画」をホームページで公表するとともに、計画の具体化に向け各種施策を実施していく。(⑦)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第3チーム	担当課名	商業労政課
事業番号	3-9	事務事業名	小規模事業経営改善普及支援事業

判定結果	現行どおり
------	-------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
3	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		2	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
		1	⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
4	現行どおり	4	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「現行どおり」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>①宮崎商工会議所は、全国的に見てもTMO事業等で高い評価を受けている。もう少しそうした視点で補助金の定義の説明をしても良かったのではないかと。</p> <p>②ただし、商工会議所、各商工会の統合や連携を図り効果的に努めるべき。</p> <p>③小規模企業にとって経営指導員による助言(経営アドバイス)は有効と思われる。</p>	<p>④補助基準の見直しが必要</p> <p>⑤商工会との合併を考えるべきである。</p> <p>⑥小規模事業者の経営改善に結びついているのか、きっちり検証すべきである。</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	商業労政課
事業番号	3-9	事務事業名	小規模事業経営改善普及支援事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

(1) 各商工会の「連携」については、広域連携体制を推進しているため、意向を尊重し市としても支援しているが、「統合」については、これまでも話し合いを行ってきたが、地域商業の振興を継続して図るためには、各商工会組織が必要という事で、非常に難しい状況にある。(②・⑤)

(2) 旧3町との合併調整方針により、「各商工会は、広域連携体制をとっているため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、その後において必要に応じ、関係機関を含め協議し調整する。また、商工会等への助成については、それぞれの市町における支援経緯があるため、当分の間現行どおりとし、その後において、地域及び商工会の独自性を尊重し調整する。」となっている。

現在、各商工会の補助金の基準について、県の「経営改善普及指導事業」の補助をベースに、4商工会と話し合いを行っている。

(④)

見直し年度：平成23年度

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第3チーム	担当課名	商業労政課
事業番号	3-10	事務事業名	シルバー人材センター助成事業

判定結果	見直しが必要
------	---------------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
7	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		5	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
		5	⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
0	現行どおり		① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
① 自立を図るべきである。 ② 財源の確保は工夫すればできるはずである。 ③ 会員の負担金を上げられるのではないか。	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	商業労政課
事業番号	3-10	事務事業名	シルバー人材センター助成事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、国及び地方公共団体の責務として、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めることが定められている。そのため、運営が非常に厳しくなる市シルバー人材センターが維持継続することを目的に、他市(中核市等)のシルバー人材センターの状況などを参考にして支援可能な方策を検討する。(①)
見直し年度:平成23年度
- (2) 財源の確保についての意見に関しては、会員が製作した手芸品や生産した農作物を販売するショップを運営するなど、自主財源確保の努力をしていると考えられる。(②)
- (3) シルバー人材センターの財源となる事務費手数料については、全国シルバー人材センター事業協会により、「事務費手数料の比率は、上限10パーセントとすることが妥当」とされており、全国でも10パーセントの比率を超えているセンターがほとんどないため、宮崎市シルバー人材センターの10パーセントを引き上げることは困難である。(②)
- (4) 会費の負担金額を上げることについての意見に関しては、全国シルバー人材センター事業協会により、「会費の額の決定に当たっては、広く地域の高齢者が参加できるような額を定めることが必要」とされており、会費は他の中核市と比較しても妥当な額と考えられる。(③)

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第3チーム	担当課名	商業労政課
事業番号	3-11	事務事業名	コミュニティバス運行補助事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
1	不要 (廃止)	1	① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
		1	④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
		1	⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
6	見直しが必要	1	① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
			③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		5	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
		1	⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		3	⑦ その他
0	現行どおり		① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
<p>① ニーズの掘り起こし、ノウハウの導入など成功事例を研究し方策を検討すべきである。</p> <p>② 運営方法(デマンド方式など)の検討が必要である。</p> <p>③ コミュニティバスは今後重要と思われる。地域で運行可能となるようなノウハウ支援を強化すべきである。</p> <p>④ 改善のためのプロジェクトチームを作るべきである。</p> <p>⑤ 今後、他地域からのニーズが増大していくことが想定されるので、しっかり調査をして黒字化して欲しい。</p>	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	商業労政課
事業番号	3-11	事務事業名	コミュニティバス運行補助事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 現在運行している地域におけるアンケート結果をもとに、必要性が高い(利用が見込める)地域の掘り起こしを検討するなど、運賃収入が確保され安定した運行が図れるよう、今後も引き続き地域の運行主体と協議を行う。(①・②・④)
- (2) 他市(中核市等)の運行状況を参考に、利用者増加や経費削減が見込めるような運営形態、支援制度について引き続き検討を行う。(③・⑤)
見直し年度:平成23年度
- (3) 判定理由(不要)の項目で「事業の趣旨・目的に妥当性がない」が選択されているが、車を運転できない高齢者等の交通弱者に対する交通手段の確保の観点から、運行地域において必要であるとの認識のもと運行が継続されている状況である。
- (4) 判定理由(不要)の項目で「事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている」が選択されていることについては、利用に関して当初の見込みを下回っている状況が継続する中、運行ルートや便数見直しを適宜行い、北地区では平成21年10月以降、木花地区では平成22年4月以降1便あたりの利用者数は増加傾向にあることから事業の効果は上がってきていると思われる。
- (5) 判定理由(不要)の項目で「個人が自助努力・自己負担することが適当である」が選択されていることについては、利用者個人が運賃という形で負担しており、地域としても自主財源を確保しながら運行を継続しており、これ以上の地域負担は困難であると考えられる。

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第3チーム	担当課名	公園緑地課
事業番号	3-12	事務事業名	公園愛護会促進事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
6	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		1	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		3	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		3	⑦ その他
1	現行どおり	1	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
①地域コミュニティにおける公園の視点が希薄ではないか。 ②愛護会と自治会のつながりを再考すべき。 ③自治会との関係の見直し。 ④景観課、文化スポーツ課等とのコラボが必要かも。	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	公園緑地課
事業番号	3-12	事務事業名	公園愛護会促進事業

対応方針	現行どおり
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: right; font-size: 0.8em; margin-bottom: 10px;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 公園愛護会は、地域の老人クラブ、子ども会、婦人会、自治会等により結成された団体が主であり、本事業については、地域コミュニティの形成に一定の寄与をしている。また、市民協働・参画がなされているものと判断する。(①)</p> <p>(2) 自治会と無関係の方々で、愛護会を結成している場合も一部あるが、公園の清掃等のみを行う上でのボランティア活動であり、市が愛護会と自治会との関係について制限や関与することは適切ではない。 ただし、市の公園の管理や利用に対する意見等について、愛護会、自治会等にアンケート調査を実施し、本事業の課題等について調査したい。(②・③) アンケート調査予定年度：平成23年度</p> <p>(3) 愛護会が公園に花植えする際は、景観課の「ガーデンシティ市民活動支援事業」を活用している。また、本事業については、文化スポーツ課所管施設においても、活用を検討することは可能と考える。(④)</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第3チーム	担当課名	公園緑地課
事業番号	3-13	事務事業名	既設公園リフレッシュ事業

判定結果	現行どおり
------	-------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
2	見直しが必要		① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
		1	② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		1	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
			⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
5	現行どおり	4	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
		1	② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「現行どおり」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
①公園施設長寿命化計画の中で、計画的に行っていく必要がある。	②嘱託員と職員が同伴で点検を行うなら、経費削減の余地等がある。

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	公園緑地課
事業番号	3-13	事務事業名	既設公園リフレッシュ事業

対応方針	現行どおり
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: right; font-size: 0.8em; margin-bottom: 10px;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 将来的には、昨年度から策定している公園施設長寿命化計画等に基づき、公園施設の長寿命化を図りながら、計画的な修繕更新を進めていく。(①)</p> <p>(2) 公園監視パトロール嘱託員の費用は別事業で実施しているものであるが、定期パトロールの際は、単独で実施している。(②)</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第3チーム	担当課名	景観課
事業番号	3-14	事務事業名	花と緑の景観拠点づくり事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
6	見直しが必要	1	① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		1	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		2	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
			⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		4	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
		2	⑦ その他
1	現行どおり	1	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
①花のまちづくり公社のあり方の検討が必要である。 ②花のまちづくり公社の委託方法を見直す必要がある。 ③拠点数の見直しが必要である。	

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	景観課
事業番号	3-14	事務事業名	花と緑の景観拠点づくり事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: right; font-size: 0.8em; margin-bottom: 10px;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 花のまちづくり公社への業務委託については、公社のあり方検討の結果を踏まえて対応する。(①)</p> <p>(2) 花のまちづくり公社が随意契約で発注している業務については、公社との協議の結果、入札による発注に改める。(②) 見直し年度:平成23年度</p> <p>(3) 景観拠点箇所については、旧4町域を含めて箇所選定の見直しを行う。(③) 見直し年度:平成23年度</p>

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別判定結果シート

チーム名	第3チーム	担当課名	景観課
事業番号	3-15	事務事業名	ガーデンシティ市民活動支援事業

判定結果	見直しが必要
------	--------

【結果内訳】

判定		判定理由	
選択人数	区分	選択人数	項目（複数選択可）
0	不要 (廃止)		① 事業の趣旨・目的に妥当性がない。
			② 目的を達成する手段として、他の手法が考えられる。
			③ 市民ニーズ(需要)や時代変化により、事業が役割を終えている、又は役割が小さくなっている。
			④ 事業の効果がなくなっている、又は薄れてきている。
			⑤ 個人が自助努力・自己負担することが適当である。
			⑥ 民間が実施すべきである(行政の役割終了・民間の方が効率的にできる等)。
			⑦ 国又は県が実施すべきである(国・県で実施する方が効果的・効率的、国・県で同じサービス水準により実施すべき等)。
			⑧ その他
5	見直しが必要	1	① 事業規模(サービスの受給者・水準等)を縮小できる可能性がある。
			② 事業の目標や目標期限などの見直しが必要である。
		2	③ 他の事業との統合を検討すべきである。
		4	④ 実施方法の見直しにより経費削減の余地がある。
		1	⑤ 財源確保(負担の見直し、国・県の支援等)について検討すべきである。
		5	⑥ 外部委託、市民協働・参画などを検討する余地がある。
			⑦ その他
2	現行どおり	2	① 現在の事業内容・手法で行うことが妥当である。
			② 事業を拡充する必要がある。

【判定人からのコメント】

○「見直しが必要」とした判定人の主なコメント	○その他の判定人の主なコメント
①企業等の力を借りて積極的に事業を進めるよう検討して欲しい。 ②予算削減の中で様々な工夫をして質を維持して欲しい。 ③花のまちづくり地区推進協議会、花のまちづくり推進員のあり方について再考すべきである。	④市民協働による活動であり評価できる。

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	景観課
事業番号	3-15	事務事業名	ガーデンシティ市民活動支援事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 企業の参画については、現在、宮崎駅東口周辺において、周辺企業等による植栽活動が計画されていることから、今後の推移を見ながら、他の地区でも取り組みを推進するため、PR方法等、関係機関と連携しながら検討する。(①)
- (2) 花の配布本数や回数、実施場所の見直しをするとともに、佐土原、高岡地区の実施方法についても見直す。(②)
見直し年度：平成23年度
- (3) 花のまちづくり地区推進協議会の活動は、まちづくり推進委員会の活動と重複している地区があることから、今後、地域コミュニティ課と検討していく。また、報酬については、平成22年度に6,000円から5,000円に減額しているが、他のボランティア活動は無償であることから、必要最小限の活動費用とし、活動報告書の未提出者や辞退者については支払わない。
花のまちづくり推進員の報酬を5,000円から3,000円に減額する。(③)
見直し年度：平成23年度